



市民創世会  
大門 嘉和 議員

改正健康増進法に対する  
市の対応について

**問** 今年7月に成立した、改正健康増進法(受動喫煙対策強化)の基本的な考えは。

**答** ①望まない受動喫煙を無くす。②施設や屋外について受動喫煙対策の一層徹底を図る。③施設の類型、場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行い、喫煙の揭示義務等の対策を講じる。

**問** 本市の医療費増加は約11億円と推計されている。市内の事業者や飲食店に、どのように周知啓発を行うのか。

**答** 中小企業の事業主等が受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備す

る際にはその費用の2分の1。飲食店については3分の2、100万円を上限とする助成制度がある。省令・通知等がそろい次第、県とも協議しながら広報・ホームページ等での制度

**問** 市役所を含めた公共施設の受動喫煙防止対策は。

**答** 市庁舎は現在、施設内分煙だが屋内の喫煙場所は撤去を予定。今後、原則敷地内禁煙となるが、屋外喫煙所の設置も検討。他の公共施設等は施設の類型

**問** 西山公園などの公園施設での対策は。

**答** 公園は基本的に禁煙にすべき場所であると考える。現在、分煙の観点より人の動線から離れた場所に灰皿を設けている。今後、国や県の類似施設での方針等を参考に公園での受動喫煙の対策について検討する。

**問** いつまでに対応すべきか。

**答** 学校、病院、児童福祉施設、行政機関等は2019年夏ごろまで。事業所、飲食店を含めた全面施行が2020年4月1日となっている。

**意見** 時間があるように無い。市が積極的に民間を指導しないと対策が遅れてしまうと懸念する。

**そのほかの質問**  
○学校における、たばこの健康に対する影響の学習について



市民創世会  
木村 愛子 議員

「持続可能な地域づくり」について

**問** 自治体の役割と責任において、市民生活と市の具体的な関係は。

**答** 日常生活の身近なところから着実に行動に移すことが重要。地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指している。そのため人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活力が必要。行政、民間業者、市民の異なるステークホルダーが、SDGsの17の目標と169のターゲットを活用することで、一体感を持って取り組むことが可能と考えている。

**問** 女性が加わると経済的価値も高いと日本政策投資銀行は発表。市では女性の非正規職員・嘱託職員が多いが、行動計画は市民ニーズを受けて進んでいるのか。

**答** 会計年度任用職員制度の整備状況について、総務課で統一的な実態把握に努めている。全ての臨時職員・嘱託職員について、つけようとす職務の内容、勤務状態等に応じ、任用根拠・勤務条件を再設定し直す必要がある。市として最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現したい。平成31年度中に、任用職員、臨時職員全ての女性職員が能力を十分に発揮でき、いきいきと活躍できる職場づくりに向けて計画を策定していく。

「共生社会」について

**問** 地区ごとに地域支援合い推進員が入れられた、地区社会福祉協議会の在り方も考える時期にきているのでは。

**答** 地区の課題解決や住民主体の活動を支援する話し合いの場所が必要、鯖江地区と新横江地区においては地区社会福祉協議会の事務局業務を推進員が一部担うとともに市や包括支援センターと共に動き出している。地区社会福祉協議会を基盤に地域の実情に応じた支援合いの体制づくりを進めていきたい。

**そのほかの質問**  
○環境行政の食べきり、プラ系ごみについて